

# 神戸松蔭女子学院大学における研究データの保存期間等に関する内規

(2022年2月15日制定)

## (目的)

第1条 この内規は、神戸松蔭女子学院大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下、規程と記す。）第5条の2第2項に基づき、本学の研究者等が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この内規において使用する用語の定義は、規程において使用する用語の例による。

## (対象)

第3条 この内規の適用対象とする研究データは、本学の研究者等の研究活動に伴い発生し、又は使用するもののうち、学術論文や学会発表等の研究成果に関するもので、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものとする。

## (保存期間)

第4条 研究データの保存期間は、当該研究成果の公開時点から、以下を基準とする

- (1) 資料（文書、数値データ、画像等）は、原則として10年間とする。
- (2) 試料（実験試料、標本）や装置等は、原則として5年間とする。
- (3) 法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、それに従う。
- (4) 共同研究等で外部から研究データを受領する場合において、データの保存期間に関する契約若しくは定めがあるときは、それに従う。

## (研究データの記録・保存)

第5条 研究者等は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。

2 実験ノート等には、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

3 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

## (論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データの保存方法)

第6条 研究者等は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

2 保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるように研究資料の整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

## (責任)

第7条 研究データの保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。

2 研究者等が異動又は退職により転出した場合は、保存すべき研究データについて、転出前の部局において保管する、又は当該部局が研究データの所在を把握する等の措置を講じるものとする。

## (研究データの開示)

第8条 研究データは、研究成果の検証可能性を確保するため、必要に応じ開示する。

(規程の改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この内規は、2022 年 2 月 15 日より施行する。